

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	新庁舎実施設計その2業務
業 務 概 要	本業務は、常陸河川国道事務所新庁舎に係る設計と条件の変更に伴う実施設計を行う業務であり、平成19年度に簡易公募型プロポーザル方式により特定された(株)日立建設設計が行った「新庁舎実施設計業務」の内容を踏まえて実施するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 児玉 好史 茨城県常陸太田市木崎一町700-1
契約年月日	平成21年8月20日
契約業者名	(株)日立建設設計
契約業者の住所	東京都千代田区麹町三丁目5番地
契約金額	2,877,000円(税込み)
予定価格	2,877,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、常陸河川国道事務所新庁舎に係る設計と条件の変更に伴う実施設計を行う業務であり、平成19年度に簡易公募型プロポーザル方式により特定された(株)日立建設設計が行った「新庁舎実施設計業務」の内容を踏まえて実施するものである。</p> <p>このたび、社会情勢の大きな変化により、大幅なコスト削減を要請され、建築材料の低質化、設備機器能力の低減を図る必要が生じた。また、レイアウト変更に伴い、一部平面プランの見直しも行う必要が生じた。</p> <p>このため、設備計算の見直しを含む変更計画通知書の提出及びそれに伴う設計図書の一部修正等が必要になった。</p> <p>本業務では、設計と条件の変更に伴う平面プランの再検討、建築設備の再計算、建築基準関係規定の適合性の照合、変更計画通知書の提出等を行うものであるが、当初設計の設定条件、建築設備計算書、図面データ等の過半以上を利用して業務を実施する必要があることから、当初設計と密接不可分であり、仮に他の業者に設計させた場合、設計瑕疵担保責任が不明瞭となる。</p> <p>このため、本業務を実施できるのは、本業務に関する知識を有し、設計意図を十分に把握していることにより迅速かつ的確な業務遂行が可能であり、さらに設計瑕疵担保責任を明確にできる当初設計者に限られる。</p> <p>以上の理由により、本業務を上記業者と契約を行うものである。</p> <p>適用法令 会計法 第29条の3第4号 予算決算及び会計令 第102条の4第3号</p>
業 務 場 所	茨城県水戸市千波町1962-2
業 種 区 分	建築コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	平成21年8月21日
履 行 期 間 (至)	平成22年1月31日
備 考	入札情報サービス(PPI) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。